

# 平成29（2017）年度 就学援助申請手続きについて

平成29（2017）年2月1日  
大阪市立 放出中学校  
校長 向井 雅一  
☎06-6961-5014

就学援助とは、子どもたちの学習が保護者の経済的な理由で困難にならないよう援助を行い、すべての子どもが義務教育を円滑に受けられるようにするための制度になります。  
配布物を確認のうえ、援助を希望される方は、下記とおりの期日までにお手続きください。

## 1：配布物

- ① 平成29（2017）年度 就学援助制度のおしらせ
- ② 平成29（2017）年度 就学援助申請書兼世帯状況票  
(※①のリーフレットに、②が綴じこまれています。)

## 2：提出書類（※申請を希望される方のみ）

- ・「平成29（2017）年度 就学援助費申請書兼世帯状況票」  
※申請理由を証明する書類を添付してください。

## 3：提出方法

- ・保護者による持参または郵送での提出  
(※所得状況などプライバシーにかかわることがたくさん記載されている書類です。  
紛失等の事故がないよう、子どもには持たせないようご配慮ください。)

## 4：提出先 （持参の場合）放出中学校 就学援助担当 まで

（郵送の場合）〒536-0011 大阪市城東区放出西3-12-10  
大阪市立放出中学校 就学援助担当 宛

## 5：申請期間 3月1日から受付開始

申請区分	審査方法	申請書提出期日	申請理由	認定時期(予定)
早期	添付書類による審査	3月15日（水）	① から ⑪	5月下旬
一般1※	税情報による審査	5月15日（月）	① と ⑫	8月下旬
一般2	添付書類による審査	6月30日（金）	① から ⑫	

※ 税情報での審査を希望される場合は、所得証明の提出は必要ありませんが、

「借家」の証明や「ひとり親家庭」の証明などの提出が必要な場合があります。

- ◎ ①～⑫の申請理由等についてはリーフレットで確認ください。
- ◎ 所得証明は、所得がない★控除対象配偶者や18歳以上の扶養親族の分も必要です。

★上記対象者は必ず2月中旬以降に市税事務所で所得の申告を行ってください。

所得証明の未提出、所得の未申告の場合は、所得に一律38万円が加算され審査されるため、

認定に不利になるケースがあります。（P7「所得審査にあたってのご注意いただきたいこと」）

裏面もご覧ください。

## 6：支給について

申請ののち「認定通知」を受けた場合は、学校徴収金の実費額が支給されます。

支給日程の詳細は学校だより等で通知しますので、学校からの配布物をご確認ください。

支給方法については、申請書下方に□欄がありますので忘れずご記入ください。

◎口座振替で徴収金と同じ口座の利用の場合

口座振替を希望する ⇒  徴収金届出口座を利用する。(保護者名義の場合のみ可)

※徴収金届出口座を利用しない場合は、別途「就学援助費口座申出書」をご提出いただきますので用紙が必要な方は学校までお申し出ください。

◎支給時に学校徴収金に充当される場合もあります。委任状兼同意書欄に必ず記名押印ください。

## 7：申請書作成の上でご注意いただきたいこと

- ① 学校内でごきょうだいがある場合は世帯で1枚の申請書をご提出ください。
- ② 「申請日」は認定にかかる大切な日になりますので必ず記入ください。
- ③ 印鑑の押し忘れないようご確認ください。(税情報利用の方は3つ押すところがあります。)

## 8：問い合わせ先

**制度全般について**

教育委員会事務局 学校経営管理センター事務管理担当 就学援助グループ  
(☎06-6575-5654)

**支給について**

放出中学校 事務室 就学援助担当

審査は提出された申請書や証明書類をもとに教育委員会が行い、認否結果を申請書に記載された現住所へ郵送で通知します。書類不備のため認定が遅れる場合もございますので、リーフレットをよくお読みのうえ、記載もれ、押印、添付書類の不足等がないか十分に確認のうえ、ご申請くださいますようお願いします。

7/1以降の「随時申請」について

就学援助は今回の申請時期を過ぎても、いつでも申請できます。年の途中で、経済状況が変わられ援助が必要になりましたら学校までご相談ください。

(ただし時期によっては学校教材費の支給が終わっている場合もあります。)

裏面もご覧ください。